○厚生労働省告示第百八十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準

イ　専ら指定計画相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。）の提供に当たる常勤の相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第百七十八号。以下「指定基準」という。）第三条に規定する相談支援専門員をいう。ニにおいて同じ。）を三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修（指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十七号）第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。ニにおいて同じ。）を修了していること。

ロ　利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。

ハ　二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。

ニ　指定特定相談支援事業所（指定基準第三条に規定する指定特定相談支援事業所をいう。）の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、イに規定する相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

ホ　基幹相談支援センター（法第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センターをいう。ヘにおいて同じ。）等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援者に指定計画相談支援を提供していること。

ヘ　基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。

○厚生労働省告示第百八十一号

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準

一　児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）別表障害児相談支援給付費単位数表（以下「障害児相談支援給付費単位数表」という。）第3の注の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　新規に障害児支援利用計画（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第六条の二の二第七項に規定する障害児支援利用計画をいう。ロにおいて同じ。）を作成する障害児相談支援対象保護者（法第二十四条の二十六第一項に規定する「障害児相談支援対象保護者」をいう。ロにおいて同じ。）に対して指定障害児支援利用援助（同項第一号に規定する「指定障害児支援利用援助」をいう。ロにおいて同じ。）を行った場合

ロ　障害児支援利用計画を作成する月の前六月間において、障害児通所支援（法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援をいう。）又は障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。）を利用していない障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合

二　障害児相談支援給付費単位数表第4の注の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　専ら指定障害児相談支援（法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。以下同じ。）の提供に当たる常勤の相談支援専門員（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号。以下「指定基準」という。）第三条に規定する相談支援専門員をいう。ニにおいて同じ。）を三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修（指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十五号）第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。ニにおいて同じ。）を修了した相談支援専門員を一名以上配置していること。

ロ　利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。

ハ　二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。

ニ　指定障害児相談支援事業所（指定基準第三条に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。）の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、イに規定する相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

ホ　基幹相談支援センター（障害者総合支援法第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センターをいう。ヘにおいて同じ。）等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援者に指定障害児相談支援を提供していること。

ヘ　基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。

○厚生労働省告示第百八十二号

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）に基づき厚生労働大臣が定める地域を次のように定め、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める地域

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表第４の１の保育所等訪問支援給付費の注5に規定する厚生労働大臣が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。

一　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域

二　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島

三　豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯

四　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地

五　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村

六　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島